

ヒアリング資料

平成19年8月30日 厚生労働省保険局

- 全国健康保険協会の設立に向けた検討状況について
- 全国健康保険協会の理念・運営方針について
- 全国健康保険協会の基本的な考え方（全体像の整理）
- 給与制度の設計に関する基本的な考え方（検討案）
- 設立委員会における検討課題と検討スケジュール
- 政管健保の公法人化の概要
- 全国健康保険協会の人員規模について

全国健康保険協会の設立に向けた検討状況について

設立委員会においては、予算、事業計画、定款、運営規則、職員の労働条件・採用基準等の策定、職員の採用の決定等、協会の設立準備を行うこととなっている。

【開催状況】

- ・第1回(平成18年11月14日)
政管健保の公法人化の概要、政管健保の現状等
- ・第2回(平成19年1月30日)
庁における健康保険業務の移管に向けた検討・準備、協会の理念・運営方針
- ・第3回(平成19年3月29日)
庁改革の状況等、協会の理念・運営方針、組織人員等
- ・第4回(平成19年5月22日)
協会の理念・運営方針、組織人員等
- ・第5回(平成19年7月3日)
組織人員、給与等
- ・第6回(平成19年8月27日)
組織人員、給与等
- ・第7回(平成19年9月27日(予定))
労働条件、採用基準等(予定)

※8月25日に理事長予定者を指名するとともに、設立委員として任命

全国健康保険協会設立委員名簿

- 岩村 正彦 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 逢見 直人 UIゼンセン同盟参与
- 大塚 陸毅 東日本旅客鉄道(株)取締役会長
- 梶田 信一郎 内閣法制次長
- 加島 英俊 (株)加島建設会長(広島県商工会連合会会長)
- 川端 唯司 (株)たねや常勤監査役(全国社会保険委員会連合会理事)
- 古賀 伸明 日本労働組合総連合会事務局長
- 五嶋 耕太郎 (株)五島屋代表取締役会長(石川県中小企業団体中央会会長)
- 小林 剛 芙蓉オートリース(株)監査役(全国健康保険協会の理事長となるべき者)
- 辻 哲夫 厚生労働事務次官
- ◎ 星野 進保 前総合研究開発機構客員研究員
- 山崎 春樹 千代田興業(株)総務課長(秋田県社会保険委員会連合会幹事)
- 山下 一平 (株)ヤマシタコーポレーション代表取締役社長

◎:委員長 ○:委員長代理
(五十音順、敬称略)

理念

■基本使命

協会は、保険者として被用者に係る健康保険事業を行い、被保険者等の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって被保険者等の利益の実現を図る。

■キーコンセプト

- ・ 事業主及び被保険者の意見に基づく自主自律の運営
- ・ 事業主及び被保険者の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・ 事業主及び被保険者への質の高いサービスの提供
- ・ 被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

運営方針

【組織・マネジメント】

- ・ 意思決定機能、業務執行機能、監査機能を明確化し、相互の牽制機能を適切に発揮できるような組織とし、PDCAサイクルの徹底を図るものとする。
- ・ 都道府県単位の財政運営を踏まえ、各支部における地域の実情を踏まえた意見を反映するための意思形成のプロセス(都道府県ごとに評議会を設置)を重視するが、法人全体としての意思決定は運営委員会において統一的行うものとする。
- ・ 業務執行については、理事長のリーダーシップが発揮でき、かつ、本部・支部を通じて適切な内部統制(ガバナンス)が働くような運営体制を確保する。
- ・ 業務執行の組織については、都道府県単位の財政運営を適切に行い、保険者機能が十分に発揮できるよう、企画調査や保健事業の機能の強化を図る。
- ・ 公正な運営を確保するため、内部監査及び外部監査制度を導入し、監査機能の強化を図る。
- ・ 法令遵守(コンプライアンス)や個人情報保護を徹底する。

【人事】

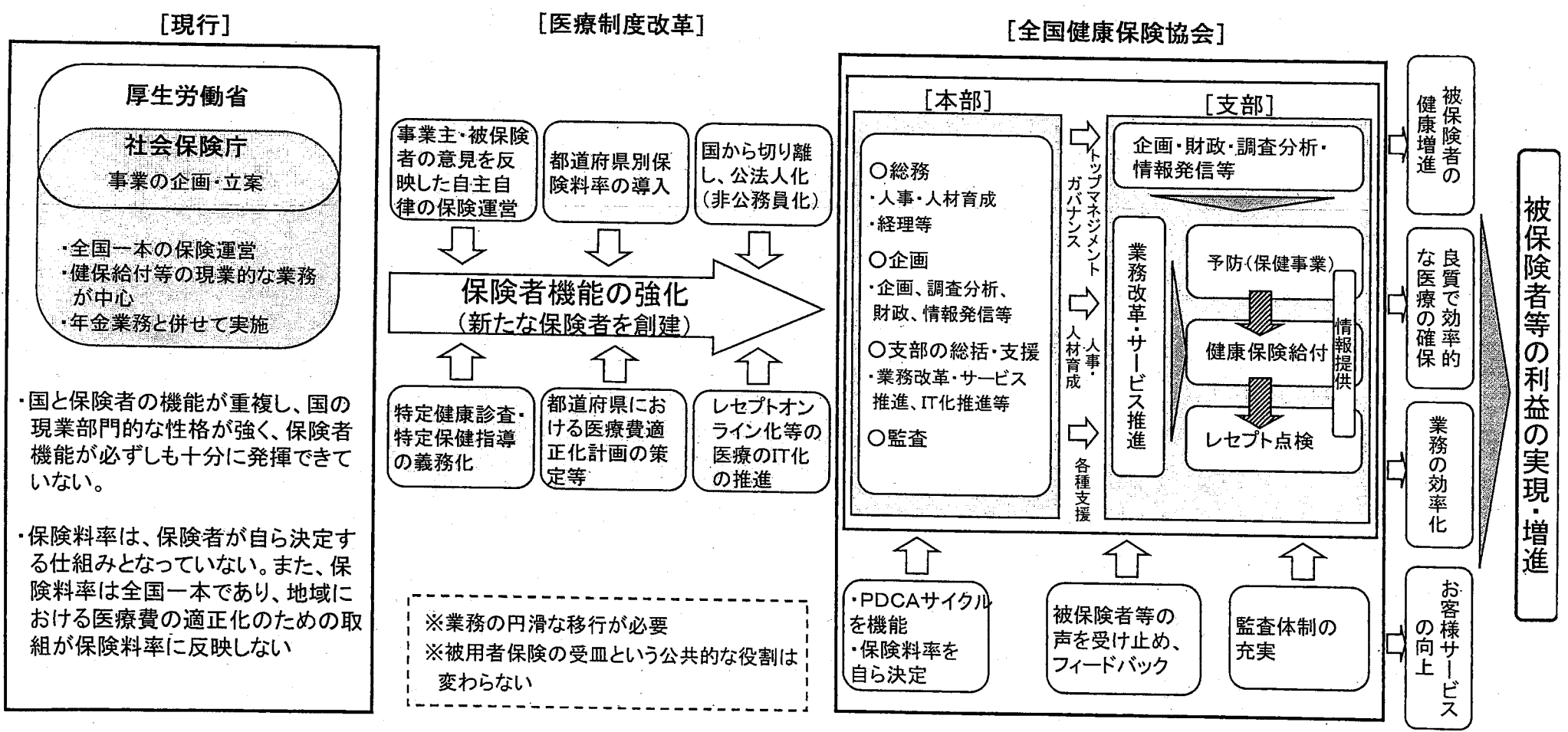
- ・ 協会のミッションの遂行に照らし、実績や能力本位の人事や処遇を行う。このため、個々の職員の目標を明らかにし、その達成度等の実績や業務の遂行能力を評価するシステムを導入する。
- ・ 人材は協会の最大の経営資源であり、保険者としての志と専門性を兼ね備えた優れた人材(健康保険のプロ)の育成に努める。特に、都道府県単位で保険者機能を発揮していくための企画等を行うことができる人材を育成する。
- ・ 研修等を継続的に実施し、協会のミッションを職員一人ひとりに浸透させる。
- ・ 民間のノウハウを導入するため、民間からの人材の登用を積極的に進める。また、民間との人事交流を実施する。
- ・ 職員一人ひとりが誇りを持ち、働きがいを実感できる職場を目指す。

【業務】

- ・ 医療制度改革の趣旨を踏まえ、被保険者等の利益を代表する者としての役割を十分に認識し、被保険者等が健康で、良質かつ効率的な医療を受けられるように、総合的に取り組むものとする。
- ・ 都道府県別保険料率の導入も踏まえ、健康づくりの支援のための情報提供や相談、生活習慣病等の予防のための健診、保健指導の推進など、地域における医療費適正化対策を強化する。
- ・ 保険者間の連携を強化し、都道府県ごとに、保険者として被保険者の立場に立った見解を医療・介護に係る関係方面に適切に発信していくとともに、こうした取組みを支える医療費等のデータの調査分析機能を強化する。
- ・ ITの活用等による被保険者等に対する情報提供の充実やわかりやすい広報を通じて、保険者としての説明責任を適切に果たすとともに、被保険者の参画意識を高める。
- ・ レセプトオンライン化など医療のIT化に適切に対応するとともに、業務のシステム化やアウトソーシング、集約化等により、効率化を推進する。
- ・ 民間のノウハウを適切に導入し、創意工夫を活かすことにより、不断のサービスの改善や新たなサービスの開発に努めるものとする。また、サービスのアクセスポイント(窓口)を明確にするとともに、被保険者、被扶養者、事業主等のお客様の声を受け止め、お客様の満足度を高めるという視点から、これをサービスの改善等に活かしていくものとする。

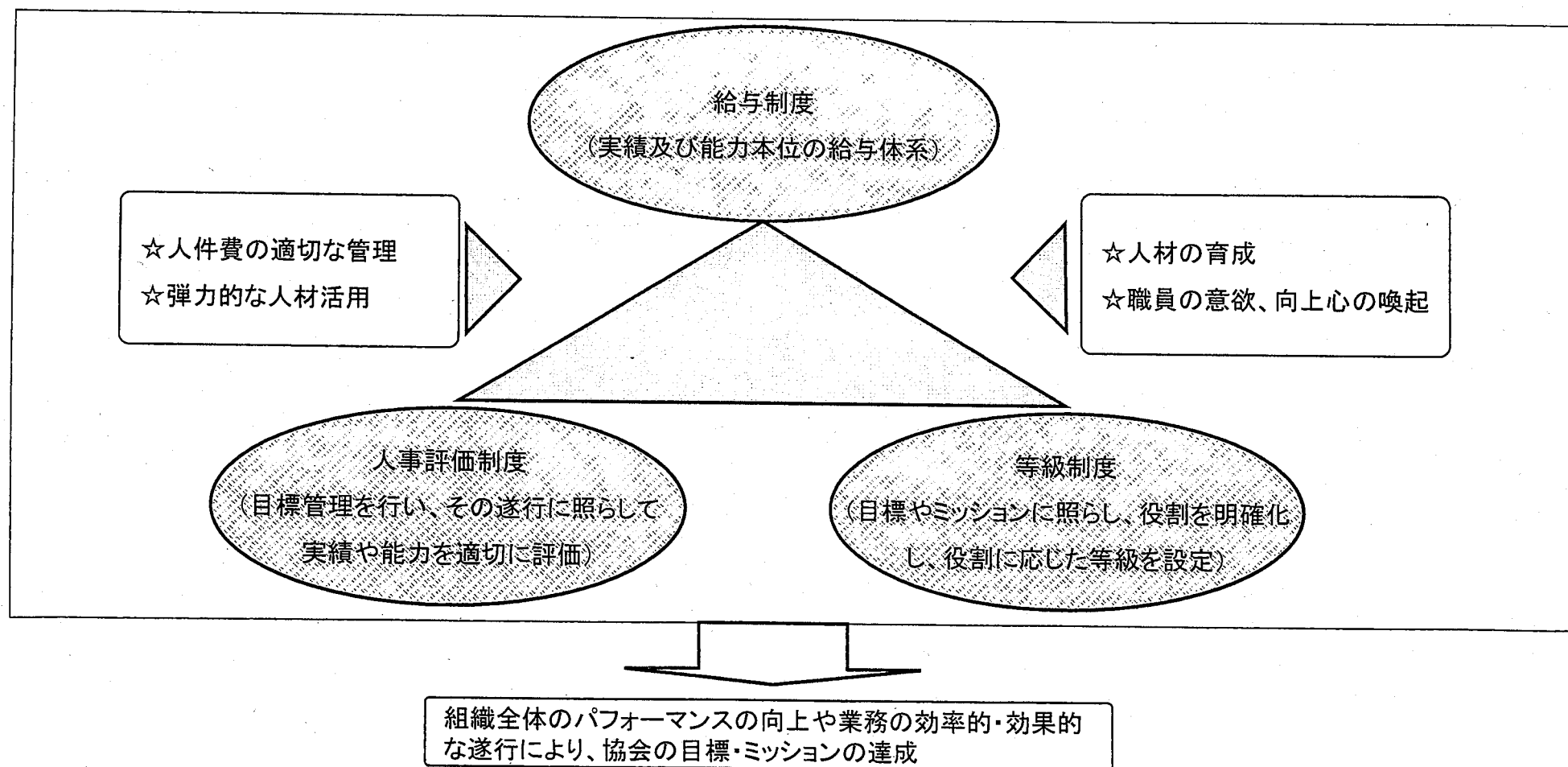
全国健康保険協会の組織設計の基本的な考え方(全体像の整理)

- 現行の政府管掌健康保険においては、保険者機能が必ずしも十分に発揮できていない。
- 協会の組織設計に当たっては、今般の医療制度改革を踏まえ、保険者機能が十分に発揮できる新たな保険者を創建するという視点から考えていくことが必要。



給与制度の設計に関する基本的な考え方(検討案)

- 給与については、人事評価制度と等級制度の適切な運用のもとに、実績及び能力本位の給与体系を構築する。
- 将来の年齢構成も見据え、人件費を適切に管理することができる制度を目指す。
- 協会における職責(役割)に応じた実績をあげることが期待できると認められる者を採用することとし、それにふさわしい給与を支給するものとする。



設立委員会における検討課題と検討スケジュール

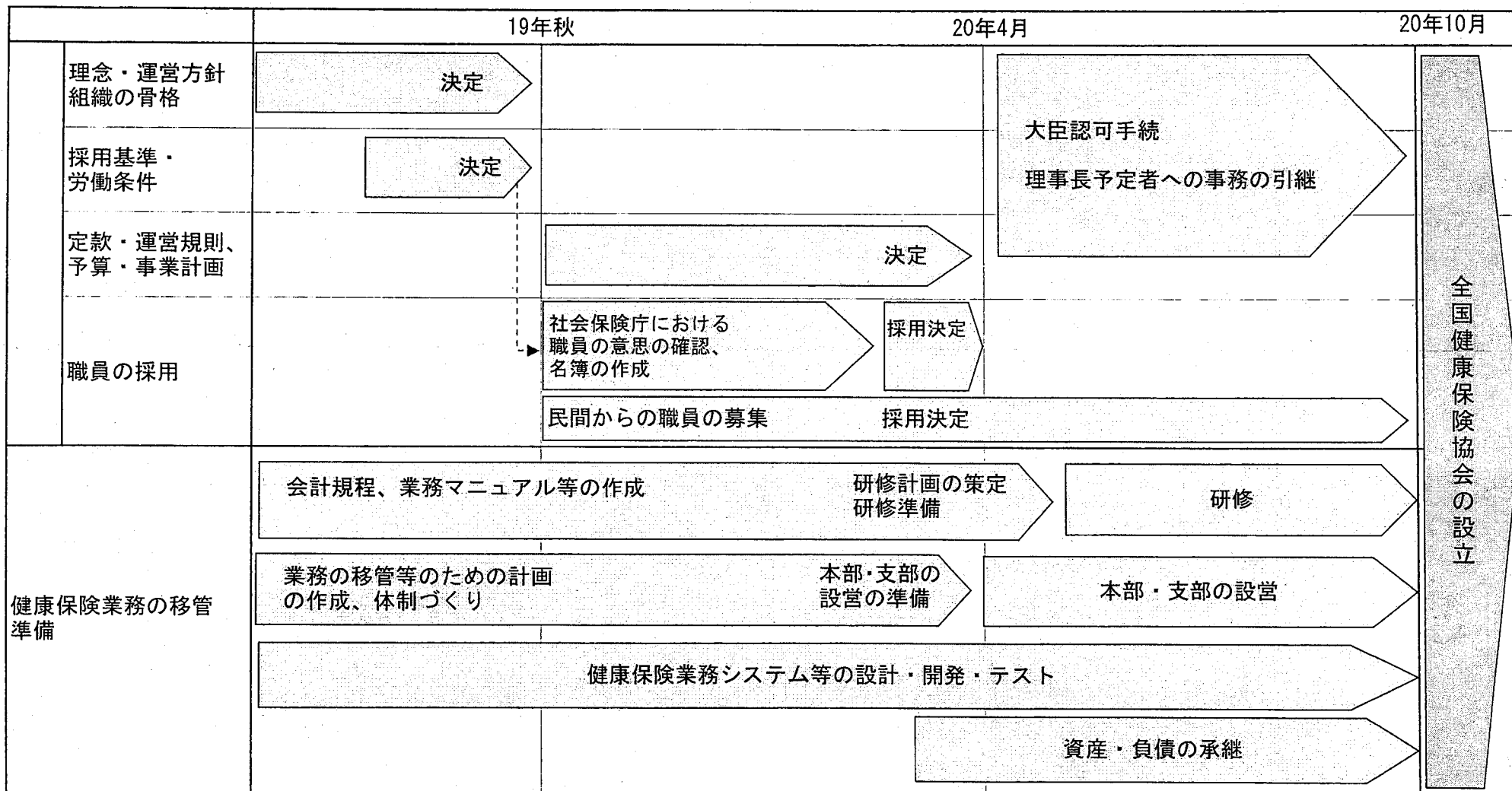
- 協会の発足の概ね1年前となる平成19年秋までを目途として、法人の理念・運営方針や組織人員の骨格、職員の採用基準・労働条件を固めることができるよう、検討を進める。

【主な検討事項】

- ・ 法人の理念、運営方針
- ・ 定款
- ・ 組織人員の骨格（平成19年夏頃を目途）
- ・ 職員の採用基準・労働条件の策定（平成19年秋頃を目途）
- ・ 職員の採用
- ・ 運営規則
- ・ 予算・事業計画
- ・ その他重要事項

※ 上記については平成19年度中を目途に策定を行い、平成20年4月以降は設立のための大臣認可等の手続きを行い、理事長となるべき者に引継ぎを実施。

全国健康保険協会の設立に向けたスケジュール(イメージ)



(参考)

政府管掌健康保険の公法人化について

・政府管掌健康保険については、現在、国(社会保険庁)において運営しているところであるが、昨年6月の健康保険法の改正により平成20年10月、国から切り離れた公法人(全国健康保険協会)を保険者として設立することとなっている。

〔改革の視点〕

都道府県単位の財政運営

国と切り離れた保険者として全国健康保険協会を設立し、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を設定するなど、都道府県単位の財政運営を基本とする。

財政運営の安定化

被用者保険の最後の受け皿であることから、解散を認めない法人として政府により設立し、財政運営の安定化のために必要な措置を講ずる。

自主・自律の保険運営

保険料を負担する被保険者等の意見を反映した自主自律の保険運営を確保するとともに、非公務員型の法人とし、業務の合理化・効率化を推進する。

国(厚生労働省)

厚生労働大臣

制度の企画・立案

社会保険庁

政管健保の保険者事務の実施

- 全国一本の保険運営
- 全国一本の保険料率
- 厚生年金と一体の適用徴収

保険者機能の発揮

- ・運営の自主性・自律性
- ・給付と負担の公平

国(厚生労働省)

公法人(全国健康保険協会)

設立・監督

運営委員会

(事業主3名、被保険者3名、学識経験者3名により構成)

理事長

予算、事業計画、保険料率の変更等の重要事項について議を経る

A県支部

Z県支部

評議会

a%

評議会

Z%

県単位で保健事業等の事業運営について意見を聴く(事業主・被保険者・学識経験者により構成)

県単位での保険料率に基づく財政運営

監事

外部監査

政管健保の公法人化の概要

1. 政管健保の公法人化

- 健康保険組合に加入していない被用者の健康保険事業を行う保険者として全国健康保険協会（以下「協会」という。）を設立する（平成20年10月）。適用・徴収業務は、年金運営主体において行う。
- 組織
 - ・運営委員会（事業主3名、被保険者3名、学識経験者3名の計9名を大臣が任命）を設ける。予算、事業計画、保険料率の変更等は運営委員会の議を経なければならないものとする。
 - ・理事長は、運営委員会の意見を聴いて、大臣が任命する。
 - ・理事（5人以内）は理事長が任命する。監事（2人）は厚生労働大臣が任命する。
 - ・都道府県ごとに支部を設けるとともに、評議会（評議員は、評議員事業主、被保険者、学識経験者から支部長が委嘱）を置き、支部の業務について意見を聴く。
 - ・職員は理事長が任命する
- 解散等
 - ・協会の解散については、別に法律で定める。
 - ・協会は、解散により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

2. 都道府県単位の財政運営

- 都道府県ごとに、年齢構成や所得水準の違いを調整した上で、地域の医療費を反映した保険料率を設定する。（なお、都道府県単位の保険料率への移行に伴い、保険料率が大幅に上昇する場合には、5年間に限り、激変緩和措置を講ずる）
- 都道府県単位保険料率は、各支部の評議会の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経て決定する。
- 協会成立後1年以内に都道府県単位保険料率を決定するものとし、それまでの間は政管健保の保険料率を適用。

3. 財政運営の安定化等

- 予算や事業計画、財務諸表等は大臣認可とする。
- 協会は、毎事業年度、会計監査人の監査を受けるほか、厚生労働大臣の業績評価を受けなければならない。
- 保険料率の変更は大臣認可とするとともに、保険料率の変更命令や職権変更の権限を大臣に付する。
- 保険料率の上下限(現行66%～91%)は、健保組合と同様とし、30%～100%に改める。
- 2年ごとに5年間の収支の見通しの作成を義務づける。
- 準備金の積立てを義務づける。
- 借入金は大蔵省認可にする等の規制を行うとともに、借入金には政府保証を付することができるものとする。

4. 設立に係る措置等

- 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、定款の作成、事業計画の作成等の設立に関する事務を処理させる。
- 設立委員は、協会の職員の労働条件及び採用基準を作成する。社会保険庁からの職員の採用については、社会保険庁長官を通じて、募集を行う。
- 協会の成立の際、健康保険事業に関して国が有する資産及び負債は、政令で定めるものを除き、協会が承継する。
- 上記のほか、所要の経過措置を講ずる。

5. 施行期日

- 施行期日は、平成20年10月1日とする。ただし、設立委員の関係については、平成18年10月1日から施行する。

健康保険法附則(抄)

第十二条 厚生労働大臣は、第四条の規定による改正後の健康保険法(以下「平成二十年十月改正健保法」という。)(第七条の二第一項に規定する全国健康保険協会(以下「協会」という。))の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、協会の成立の時に、平成二十年十月改正健保法第七条の十一第一項の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

第十三条 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準を定めなければならない。

3 設立委員は、定款を定め、並びに第四条の規定の施行の日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4 設立委員は、第四条の規定の施行の日までに、平成二十年十月改正健保法第七条の二十二第一項に規定する運営規則を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 設立委員は、協会の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

6 厚生労働大臣は、第三項の認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

7 協会は、前項の告示があったときは、第四条の規定の施行の日、成立する。この場合において、協会は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

第十五条 設立委員は、社会保険庁長官を通じ、その職員に対し、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準を提示して、職員の募集を行うものとする。

2 社会保険庁長官は、前項の規定によりその職員に対し、協会の職員の労働条件及び協会の職員の採用の基準が提示されたときは、協会の職員となることに関する社会保険庁の職員の意思を確認し、協会の職員となる意思を表示した者の中から、当該協会の職員の採用の基準に従い、協会の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員に提出するものとする。

3 前項の名簿に記載された社会保険庁の職員のうち、設立委員から採用する旨の通知を受けた者であつて第四条の規定の施行の際現に社会保険庁の職員であるものは、協会の成立の時に、協会の職員として採用される。

4 第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方法、第二項の規定による職員の意思の確認の方法その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 協会の職員の採用について、設立委員がした行為及び設立委員に対してなされた行為は、それぞれ、協会がした行為及び協会に対してなされた行為とする。

全国健康保険協会の人員規模について

- 全国健康保険協会の人員規模については、現在、同協会の設立委員会で検討中。
- 一方、政府管掌健康保険の公法人への移管に伴う社会保険庁の定員の純減数については、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）において、社会保険庁関係で、「政府管掌健康保険の公法人への移管により2000人程度を純減」とされている。
- 全国健康保険協会の人員規模は、これを踏まえつつも、業務の合理化や、強化する業務を考慮しつつ検討中。
なお、全国健康保険協会は、民間からの採用も行うことを検討している。

(注) 「2000人程度」については、社会保険庁から政府管掌健康保険の公法人に移管する業務の人員規模を2200人程度（本庁：25人、社会保険事務局：指導等約200人、レセプト点検約340人、社会保険事務所：健保給付等業務約1640人）と見積もった上で、平成20年10月の移管に当たって、その約1割の200人程度を健保給付等業務の効率化により合理化することを前提としたもの。